

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 3月29日
【報告者の名称】	ソレキア株式会社
【報告者の所在地】	東京都大田区西蒲田八丁目16番 6号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番 6号
【電話番号】	03(3732)1131
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番 6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、佐々木ベジ氏をいいます。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年2月16日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項（平成29年3月10日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により追加・訂正された事項を含みます。）に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものとなります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- (1) 本公開買付けに関する意見の内容
- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において、公開買付者により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に反対することを決議いたしました。従いまして、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(訂正後)

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において、公開買付者により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に反対することを決議いたしました。

また、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書によれば、公開買付者は、本公開買付け価格を当社株式1株につき、金2,800円から金3,700円に引き上げるとともに、買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）の末日を平成29年4月7日から平成29年4月14日まで延長する旨の買付け条件等の変更（以下「本買付け条件変更」といいます。）を行っております。

当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、本買付け条件変更後も、本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

従いまして、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠

(訂正前)

(前略)

これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、平成29年3月10日開催の取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行いました。

(訂正後)

(前略)

これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、平成29年3月10日開催の取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行いました。

その後、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、本買付け条件変更を行いました。当社は、本買付け条件変更を受けて、本公開買付けに関し選任しておりましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、本買付け条件変更について評価・検討いたしました。これらの検討を慎重に進めてまいりました結果、当社取締役会は、下記に記載した理由に基づき、本公開買付けは、本買付け条件変更を踏まえても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見を維持することを決議いたしました。

本公開買付けに関する意見の理由

(訂正前)

(前略)

以上のとおり、公開買付者の提案は、当社の事業内容、企業価値の本質を理解したのではなく、その短期的な視点による経営施策は当社の企業価値の根幹を毀損するおそれすらあると考えております。当社は、これに加え、当社の事業に関する公開買付者の理解、知識、経験やステークホルダーに無配慮である態度等を総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断し、本公開買付けに反対の意見を表明することといたしました。

(訂正後)

(前略)

以上のとおり、公開買付者の提案は、当社の事業内容、企業価値の本質を理解したのではなく、その短期的な視点による経営施策は当社の企業価値の根幹を毀損するおそれすらあると考えております。当社は、これに加え、当社の事業に関する公開買付者の理解、知識、経験やステークホルダーに無配慮である態度等を総合的に勘案し、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断し、本公開買付けに反対の意見を表明することといたしました。

当社は、本買付条件変更を受けて、本公開買付けに関し選任しておりましたリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社とともに、公開買付者が平成29年3月21日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書その他公開買付者が提出した書面の内容等を分析し、本買付条件変更について評価・検討いたしました。しかしながら、公開買付者は、当社が反対の意見表明をした根拠について一切触れることなく、また、公開買付け後の経営方針についての補足もありません。本買付条件変更は、本公開買付価格と本公開買付期間の変更をするにとどまります。したがって、当社は、本買付条件変更を踏まえても、上記の当社の懸念は何ら解消されておらず、本公開買付けは、当社の企業価値を毀損するおそれがあるものであると判断いたしました。

従いまして、当社は、本公開買付けについて反対の意見を維持することといたしました。

以 上